

永遠のきずな

～eternal bonds～

輸送サービス労働組合 大崎運輸区分会
発行責任者・伊勢田 和己



2021.07.25
No.076

有給休暇(年休)申請に理由や勤務実績等は必要あるの!?

という疑問から**勉強してみよう!**と思った為、

労基署に行ってきました!

しっかりマスター

労働基準法

有給休暇編

有給休暇は
従業員にも会社にも
メリットいっぱい!



この冊子では労働基準法で定められている有給休暇の取得や付与のルール、申請の手続きや申請書の書き方、申請時の注意点などを分かりやすく解説しています。また、労働基準法の改正による有給休暇の取得や付与のルールの変更についても解説しています。ぜひ読んでください。

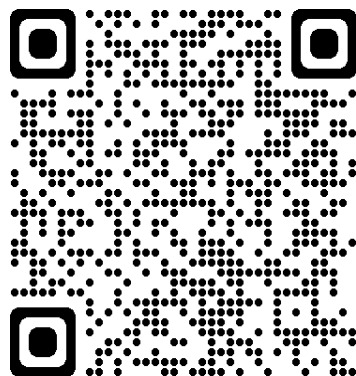
東京労働局

有給休暇の取得を拒むことはできません

有給休暇は「会社(使用者)の承認により与える」という性格のものではなく、従業員が取得したい日を前日までに指定すれば、**無条件で与えられるもの**です。ただし、有給休暇の取得を認めることにより事業の正常な運営を妨げることになる場合は、別の日に取得するように求めることができます。(これを「時季変更権」といいます。)

しかし、時季変更権を行使するための条件は極めて限定されており、単に「多忙だから」「代わりの従業員がないから」という理由だけでは認められません。

●会社(使用者)は有給休暇の使い道を指定することはできません。



- ・有給休暇の取得は労働者としての**一番の権利**です。
- ・理由によって有給休暇が**入ったり、入らなかつたり**してはいけません。
- ・会社が有給休暇を付与する人を**選別**することはできません。
- ・有給休暇を申請しました。→会社は付与する。これ以上でも以下でもありません。
- ・有給休暇を申請する理由を告げる必要はありません。
- ・有給休暇を申請した理由を聞かれて答えたとして、その裏付け(証拠)を会社は求めることはできません。
- ・会社は**時季変更権**を当日に行使することはできません。

↑↑以上のことを労基署で学びました↑↑

労働基準法に抵触しているかも? 導入されたら職場の風土や人間関係はどうなる?

このままでは会社に私たちの権利を

自由に決められてしまいます!

みなさんはどう思いますか?